

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 8 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
(2) 住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域
沖縄及び鹿児島周辺海域（別添付図のとおり）
(2) 期 間
令和 7 年 9 月 13 日～令和 8 年 1 月 31 日

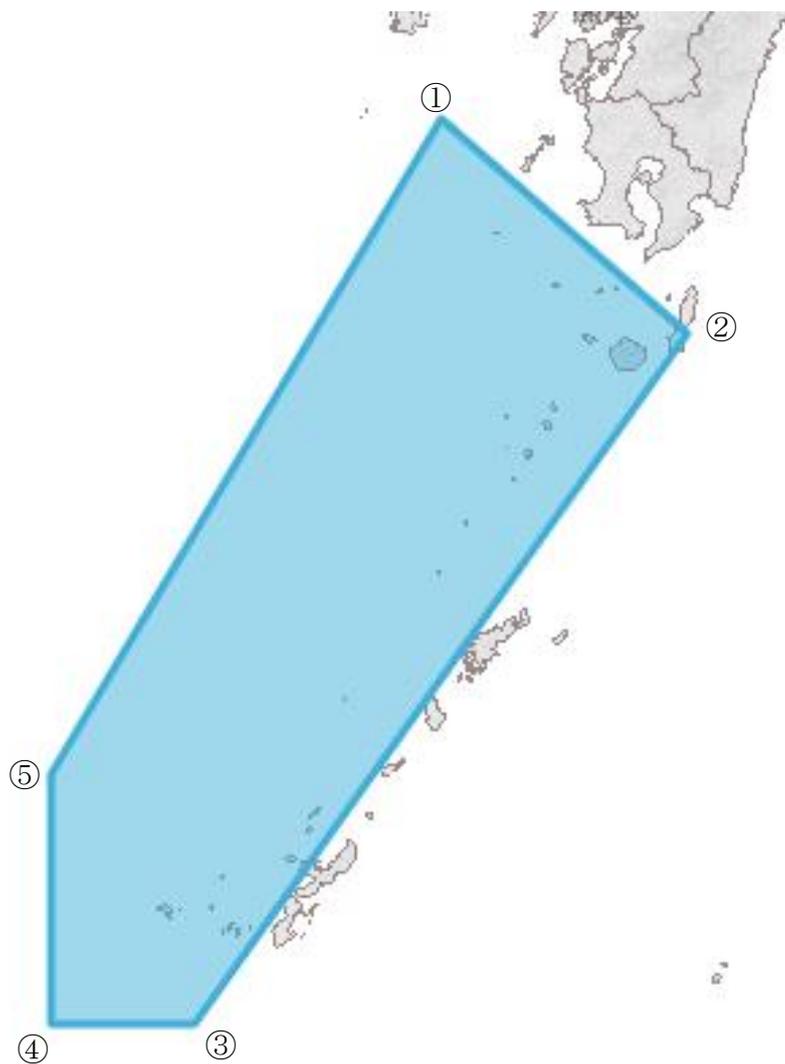
3 水路測量の実施方法

マルチビーム音響測深機による海底地形調査

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	32°	00′	00″	129°	00′	00″
2	30°	30′	00″	131°	00′	00″
3	25°	30′	00″	127°	00′	00″
4	25°	30′	00″	125°	50′	00″
5	27°	20′	00″	125°	50′	00″

※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan